

その他医療専門職学生の受入実習学生数（自大学から）

定義

令和6年度1年間の自大学の受入実習学生延べ人日（人数×日数）です。

一日体験実習は除きます。

その他医療専門職とは看護職員、薬剤師以外で国家資格の医療専門職を指します。

研修前の事前学習にあたるE-learningは含みません。

算式

人数×日数

当院の値（調査期間）

R6年度	2,603.8 人日（年間）
R5年度	2,788.0 人日（年間）
R4年度	2,907.0 人日（年間）
R3年度	1,810.6 人日（年間）
R2年度	1,326.0 人日（年間）

項目の解説

項目44は、既に臨床現場で仕事をしている看護師または薬剤師以外の国家資格を持つ人材の教育を評価する指標ですが、これらを目指す学生への教育も国立大学病院の社会的責任の一つといえます。同じ国立大学に在籍し、看護職員または薬剤師以外の国家資格取得を目指す学生に対する教育体制を表現した指標です。単に受け入れ人数ではなく、延べ人数（人数×日数）とし臨地実習に対する貢献の程度を評価します。